

平成 27 年 6 月から 9 月にかけて、厚生労働省において、有識者による「毎月勤労統計の改善に関する検討会」（以下「平成 27 年検討会」という。）が開催された。この検討会では、サンプル入替えに伴うギャップへの対応が中心的なテーマであったが、大規模事業所の調査方法について話題が及んだ際、当時の雇用・賃金福祉統計課長 D 及び担当補佐は、東京都の大規模事業所については抽出調査とすることを認識していたにもかかわらず、その事実について答えず、大規模事業所は全数調査である旨の回答を行った（なお、平成 27 年検討会に出席していた当時の統計情報部長 C は、東京都の大規模事業所について抽出調査であることを認識していなかった。）。また、9 月に取りまとめられた中間的整理（案）にも、大規模事業所は全数調査である旨が記載された。課長 D は、このような事実と異なる説明に及んだ理由として、「抽出調査は東京都の大規模事業所のうち一部の産業のみで行っていたものであり、大規模事業所については原則的には全数調査であった上、検討会という公の場であることから、対外的に公表されている調査方法を説明すべきという認識だった。」旨述べており、平成 27 年検討会は、サンプル入替えに伴うギャップへの対応が中心的なテーマであったことを考えると、敢えて抽出調査であることを説明することに對して躊躇しつつも、事実と異なる説明をしたものと認められる。課長 D において、東京都の大規模事業所について抽出調査とすることを殊更に隠そうとの意図をもって上記対応をとったとまでは認められないが、抽出調査であることを認識していた課長 D が事実と異なる説明をしたことについては、正確な情報を前提として有識者が統計調査の方法を検討する場である検討会に對して誤った事実を伝えたものとして非難されるべきである。

ウ 統計法に基づく計画変更承認時に東京都抽出調査について触れなかったことについて

(ア) 平成 23 年 8 月の変更申請について

平成 23 年 8 月 4 日、厚生労働大臣から総務大臣宛にて、毎月勤労統計調査の調査計画に関する変更承認申請がなされ⁶、同日、承認がなされた。このときの調査計画の変更の主たる目的は、東日本大震災に伴う被災地三県等について、当面の間一部の調査を行わないこととするためであった。

この変更申請の際、報告を求める者の選定の方法として、30 人以上の事業所については、産業・規模別の層化無作為一段抽出と記載し、その旨の承認を得た。産業・規模別の層化無作為一段抽出とは、産業及び事

業所規模が同じであれば、全都道府県で一律の抽出率を用いるという意味であり、この内容で調査計画変更の承認を得た以上、その後には東京都の大規模事業所においてのみ抽出調査を続けることは、調査計画に反するものであった。この点は、統計法 9 条及び 11 条に違反するものと判断される。

当時の担当係長は、当該申請に当たり、東京都の大規模事業所のうち一部の産業は抽出調査を行っているということは認識していたが、変更申請書の抽出方法の記載に当たり、被災地三県等に係る対応以外は深く考えないまま事務的に処理を行い、例外的な東京都の取扱いを記載することなく上記のような記載を行った。このように、当該行為は、東京都の大規模事業所が抽出調査であることを意図的に隠そうとするものは認められないが、変更申請書の記載に当たって実際の調査方法を正確に記載しなかった点は、軽率といわざるを得ない。

(イ) 平成 28 年 10 月の変更申請について

後記 2(1)のとおり、ローテーション・サンプリング方式を導入することについて、平成 28 年 10 月 27 日、厚生労働大臣から総務大臣宛にて変更申請がなされた。

その際、東京都の大規模事業所は抽出調査であるにもかかわらず、全国一律の全数調査であると計画案に記載して承認を受けた。

当時の雇用・賃金福祉統計室長 F が述べるところによると、室長 F は、当時の担当補佐から、変更後の計画案について、総務省担当者から、大規模事業所は全数調査である旨を記載してはどうかと指摘があった旨を報告されたが、実際には抽出調査とされていることから、担当補佐を通じて、総務省担当者に対し、全数調査に関して「原則」「基本的に」との修飾語を置かないかと相談させた。しかし、総務省担当者から、変更予定とを説明すれば、これまでの不適切な取扱いの説明にも窮することから、事実を正直に言いつけず、総務省の指摘どおりの記載をしたことから、室長 F が述べるこのような経緯によれば、室長 F 及び担当補佐において、東京都の大規模事業所について抽出調査とされていることを積極的に隠そうとする意図をもって総務省担当者に虚偽の説明をして変更申請書の記載を誤ったものとしたものではなく、殊更に隠そうとの意図があるとは認められない。しかし、対外的に事実と異なる説明をしたことは非難されるべきであるし、この時点において、実際には東京都の大規模事業所について抽出調査とされている旨を説明していたとすれば、今回の問題はより早期に解決に向けて着手できていた可能性も否定でき

1 注 冊：「毎月勤労統計調査の改善に関する検討会」の開催に際しては、雇用・賃金福祉統計課長 D 及び担当補佐は、東京都の大規模事業所について抽出調査であることを認識していたにもかかわらず、その事実について答えず、大規模事業所は全数調査である旨の回答を行った（なお、平成 27 年検討会に出席していた当時の統計情報部長 C は、東京都の大規模事業所について抽出調査であることを認識していなかった。）。また、9 月に取りまとめられた中間的整理（案）にも、大規模事業所は全数調査である旨が記載された。課長 D は、このような事実と異なる説明に及んだ理由として、「抽出調査は東京都の大規模事業所のうち一部の産業のみで行っていたものであり、大規模事業所については原則的には全数調査であった上、検討会という公の場であることから、対外的に公表されている調査方法を説明すべきという認識だった。」旨述べており、平成 27 年検討会は、サンプル入替えに伴うギャップへの対応が中心的なテーマであったことを考えると、敢えて抽出調査であることを説明することに對して躊躇しつつも、事実と異なる説明をしたものと認められる。課長 D において、東京都の大規模事業所について抽出調査とすることを殊更に隠そうとの意図をもって上記対応をとったとまでは認められないが、抽出調査であることを認識していた課長 D が事実と異なる説明をしたことについては、正確な情報を前提として有識者が統計調査の方法を検討する場である検討会に對して誤った事実を伝えたものとして非難されるべきである。

6 統計情報部長専決

申述をしたことをより重要視すべきと考え、

(1) 虚偽申述について

毎月勤労統計に関して、少なくとも、平成27年検討会において全数調査である旨の事実と異なる説明をしたこと、平成28年のローテーション・サンプリング方式導入の際の調査計画の変更申請においても事実と異なる全数調査であることを記載したことなど、公的な場で、課(室)の長の判断の下に、真実に反することを認識しながら、事実と異なる虚偽の申述を行った。

毎月勤労統計の調査方法に関するこれらの虚偽の申述は、それぞれ、毎月勤労統計を所管する担当課(室)の長レベルの判断の下、部下の協力を得ながら行われたもので、単にその申述をした担当者の個人の責任にとどめるべきものでなく、課(室)という組織としての独自の判断による行為と評価すべきものであり、厳しく非難されるべきである。

2

(2) 「組織的隠蔽」問題について

そもそも「組織的隠蔽」の概念は多義的であり、確定的な定義や見解は見当たらないが、本委員会が今回の事実において「隠蔽」の有無として取り上げるべきだと考えたのは、平成26年に事務取扱要領から抽出調査である旨の記載を削除したこと、及び、平成30年1月から東京都の大規模事業所について復元処理を開始したことをはじめ、「隠蔽」する対象事実としては、全数で行うべき調査を抽出で行い、かつ、抽出調査の場合の統計処理として通常行うべき適切な復元処理を行っていないといった等の法律違反又は極めて不適切な行為(以下「違法行為等」という。)であり、「隠蔽行為」とは、その事実を認識しながら意図的にこれを隠そうとする行為(故意行為)であることを前提とした。

この点、例えば、東京都の大規模事業所について抽出調査が行われるようになったことなどを知らしながらこれを放置し、あるいは対外的に事実と異なる説明を行うなどの今般の不適切な取扱いに関与した統計部門の担当課(室)の職員らは、少なくとも主観的には統計・数値上の問題はなく、あるいは、許容される範囲内であるなどといった程度にしか捉えておらず、当人や厚生労働省、担当課(室)にとっても、極めて都合な事実であるとか、深刻な不正であるなど捉えていたとは認められなかった。担当課(室)の職員らにおいて、綿密な打ち合わせや周到な準備などがなされた形跡はなく、むしろ、随所でいずれ不適切な取扱いが露見するような、その場しのぎの事務処理をしていたことが認められる。

これらを踏まえると、担当課(室)の職員らにおいて、意図的に隠したとまでは認められず、「隠蔽行為」があったとはいえない。

①本来全数であるべき調査を抽出で行ったこと及び当然行うべき適切な復元処理を行っていないことがあったこと(1)に気付いていた職員がいたにもかかわらず長年放置してきたこと(2)平成28年に事務取扱要領の抽出調査に関する記載を削除したこと(3)平成27年検討会で全数調査である旨の事実と異なる説明をしたこと、平成28年のローテーション・サンプリング方式導入の際の変更申請においても事実と異なる全数調査であることを記載したこと(4)当該方式の導入の時期に抽出の復元処理に着手したこと等について、違法行為等を隠す意図をもって行ったのではないかと疑念を持たれかねない数々の事実があるが、それぞれの事象の評価はすでに記載のとおりであり、これらの事実関係を積み重ねて総合検討しても、「隠蔽行為」があったとまでは認められない。

(3) 担当課(室)の組織としての独自の判断・怠慢による不適切な取扱いについて翻って、「組織的」というのは、団体の長(厚生労働大臣)、あるいはこれに準ずる地位にある者が違法行為等を認識した上でその実行の意思決定をし、その意思に従って組織的に違法行為等が行われた場合、あるいは、下部組織において違法行為等が行われること、又は行われたことを認識し、かつこれを積極的に認容する行為を行った場合を指すこと、下部組織においても同様の「組織的」行為が行われることはあり得ることを前提とした。

担当課(室)では、その組織の長を含む複数の職員らにおいて、今般の不適切な取扱いがなされてきたことは疑いない事実である。例えば、平成28年10月の調査計画の承認申請の際に当時の雇用・賃金福祉統計室長Fが担当補佐に総務省に対して全数調査に関して「原則」「基本的に」との修飾語を置けないか相談させたことなどは、担当課(室)の長をはじめとすると一部の職員らにおいて、統計情報部長(政策統括官)等の幹部職員や統計委員会、総務省等と適切な情報共有を行うことなく、課(室)という組織としての独自の判断又は怠慢により不適切な取扱いがなされてきたものがあったと認められる。

このような課(室)という組織としての独自の判断又は怠慢による不適切な取扱いは、本委員会として、到底容認できるものではない。

(4) 厚生労働省の統計情報部長(政策統括官)以上の幹部職員の対応について 厚生労働省の統計情報部長(政策統括官)以上の幹部職員について検討すると、前記第4の3記載のとおり、当時の政策統括官Hは、平成29年11月頃から平成30年1月頃のいずれかの時点において、当時の雇用・賃金福祉統計室長Fから東京都の大規模事業所について抽出調査を行っている旨の報告を受けた際、室長Fに対して、「然るべき手続きを踏んで修正すべき」旨指示したことが認められるところ、その指示の趣旨について、少なくとも政策統括官Hとして

注 冊：「毎月勤労統計調査」に係る不適切な取扱いに係る事実関係とその整理等に関する追加説明資料(2)西洋の事務所作成
平成31年3月6日参議院予算委員会 辻岡正樹 委員の答へ
小西洋

(2) 一連の問題行為の評価

- ① 国権の最高機関である国会への対応として、上記のような決裁文書の改ざん作業を行い、改ざん後の文書を提出したことは、あってはならないことであり、不適切な対応だったと言わざるを得ない。さらに、行政府における文書管理のあり方としても、一旦決裁を経た行政文書について、事後的に誤記の修正等の範疇を超える改ざんを行ったことは、「公文書等の管理に関する法律」の趣旨に照らしても不適切な対応だったと考えられる。
- ② 上記のような応接録の取扱いについても、国権の最高機関である国会への対応として、不適切な対応だったと言わざるを得ない。保存期間が終了した応接録を適切に廃棄していくこと自体は法令に基づく取扱いであり、通常であれば、幹部職員からその趣旨を徹底するよう求めることには問題はないが、国会審議等において各種応接録の存否が問題になった後に廃棄を進め、存在しない旨を回答したことは、不適切である。
- ③ 会計検査院による会計検査に対して、廃棄されずに残された応接録の存在を明かさなかつたり、改ざん後の決裁文書を提出したことは、不適切な対応である。この会計検査が、参議院予算委員会の要請に基づき行われているものであることを踏まえれば、国権の最高機関である国会との関係でも、問題のある対応だったと言わざるを得ない。

ということをやったわけですが、その書類が何たるかが説明できなければ、佐川氏の証言は根拠を失うわけでございます。

もう一つ、佐川氏は、政治家の関与がない証拠として、不動産鑑定士に基づく土地の売渡しであったというふうな言っております。

佐川氏の不動産鑑定に基づく土地の売渡しの価格は適正であったということについて、会計検査院は認めますでしょうか。

○会計検査院長(河戸光彦君) 三月二十七日の証人喚問において証人がどのような趣旨で発言したかにつきましては、会計検査院として承知しているところではございません。

土地の売払いについて申し上げれば、会計検査院は報告書において、地下埋設物撤去、処分概算額八億一千九百七十四万九千円は、算定に用いているの深度、混入率について十分な根拠が確認できないものとなっていたり、本件処分費の単価の詳細な内容等を確認することができなかったりなどしており、地下埋設物撤去、処分概算額を算定する際に必要とされる慎重な調査検討を欠いていたと認められると記載しているところでございます。

○小西洋之君 今の答弁、要すれば、売渡しの最終価格について、会計検査院は適正性の根拠を持っていないということでしょうか。

○説明員(戸田直行君) お答え申し上げます。土地の売払いについて申し上げます。本件処分費の単価の詳細な内容を確認することができなかつたりしており、地下埋設物撤去、処分概算額を算定する際に必要とされる慎重な調査検討を欠いていたと認められるというふうに記載しているところでございます。

○小西洋之君 またこれで総理夫人等の関与がないという佐川証言の根拠が失われました。問題になっているのは、土地の売渡しの最終金額でございます。最終金額については、佐川証人は何も言っておりません、不動産鑑定のことだけを言っているわけではございません。しかし、その最

終金額は適正なものではないという会計検査院の判断があるわけではございません。

財務省に伺います。

財務省の中にある電子ファイルですね、電子ファイルについて、森友あるいは昭恵などのキーワード検索掛けて、その文書が存在するか野党合同ヒアリングでお願いしていますけれども、調査はしていただいていますでしょうか。

○政府参考人(太田充君) お答えを申し上げます。先ほど御答弁申し上げましたように、応接録なり交渉記録なりといったものも含めて他の文書がないかということについて、この十四の決裁文書のこと、一段落を付けた上できちんとやらなければいけないと申し上げております。

その上で、今委員の御指摘は、そういう過程においてどうやって調べたかということのキーワード検索というお話がありました。その調べ方を一つを御示唆いただいたものというふうに承知をしておりますので、それも含めて調べると、いろんな形でかく調べられるものを調べるという決意で臨みたいと思っております。

○小西洋之君 委員会要求をお願いいたします。私、かつて総務省で働いていたんですけれども、行政文書のサーバー等ですね、この森友、昭恵といったようなキーワードで検索すれば、それが含まれている全ての文書があつたという間に出てまいります。財務省に、直ちにその調査をして、この委員会にその文書があるかどうかについて報告をするようにお願いいたします。

○委員長(金子原二郎君) 理事会で協議をさせていただきます。

○小西洋之君 では、今日の更なる本題に進めさせていただきます。この改ざん問題ですけれども、論点は二つでございます。一つは真相解明、今行ったものでござい

ます。参議院事務局にお願いをいたします。昨年三月二日の本委員会における委員会の資料提出要求及び三月六日の検査院の検査要請の経緯と法制上の位置付けについて答弁をください。

○事務総長(郷原信孝君) お答え申し上げます。平成二十九年三月二日の参議院予算委員会におきまして、委員から、森友学園に対する国有地売却に際し、近畿財務局を含む財務省において作成された決裁文書及びその関連文書の提出要求がなされたことを踏まえまして、予算委員会理事會協議を経て、予算委員長より政府に提出要求がなされたものと承知しております。また、この予算委員長による提出要求は、参議院委員会先例二八一、報告又は記録の提出要求に関する例に基づき、憲法六十二条に定める国政調査権の行使である国会法第四十四条による成規の手続を省略して行われたものと承知しております。

次に、三月六日に行われました会計検査院に対する検査要請の件について御説明申し上げます。平成二十九年三月六日に、森友学園への国有地売却等につきまして、参議院から、憲法第六十二条に基づき国政調査権の行使として国会法第五十五条の規定に基づき会計検査院に対して検査及びその報告要請がなされ、会計検査院は、会計検査院法第三十条の三に基づき検査を行い、同年十一月二十二日に参議院議長に報告書を提出したものでございます。

以上でございます。

○小西洋之君 安倍総理に伺います。今事務総長から答弁がありましたように、この予算委員会の三月二日の委員長の提出要求、そして会計検査院の検査は、共に憲法六十二条に基づく国会法第四十四条、百五十五条に依拠する、基づく国政調査権の行使でございます。

改ざん文書をそれに対して国会、会計検査院に提出した政府の行為は、国政調査権を妨害した行為だということに認識をいたします。何回か申し上げて

おりますが、財務省の決裁文書を書き換えた問題におきましては、国民の皆様に対する信頼を覆す、損ねる事態となっていることについて責任を感じております。

また、国会の御要請に対してそうした事実ではない文書を提出をしたことは大変な問題であり、行政の長としてのその責任を感じているところでございます。

○小西洋之君 国政調査権を妨害した行為かどうかを聞いております。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 国政調査権を妨害したかどうか、その意図が、言わば国政調査権を進めていく上においてそれに資するものを出さなかつた、しかし、その意図がどういふものであつたかということについては、まさにこれからしっかりと説明されるものと、このように考えております。(発言する者あり)

○委員長(金子原二郎君) 速記を止めてください。(速記中止)

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 御指摘の妨害というところが、結果として審議を妨げることになったということについてはそのとおりだと思っております。

○小西洋之君 では、その妨害とは、憲法六十二条及び国会法の趣旨に反する行為を内閣として行った、政府として行ったという認識でよろしいでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 法令上のこの認識については、今私はここで申し上げることはできません。

○小西洋之君 いや、憲法解釈を聞いておりますので、答えてください。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 憲法上の解釈においては法制局で解釈をいたしますので、法制局から答弁をさせていただきます。

○政府特別補佐人(横島裕介君) 憲法第六十二条

東日本大震災の直後、仙台市の避難所を訪れた皇后陛下に、一人の女性が花束を手渡しました。津波によって大きな被害を受けた自宅の庭で、たくましく咲いていた水仙を手に、その女性はこう語ったそうです。

「この水仙のように、私たちも頑張ります。」

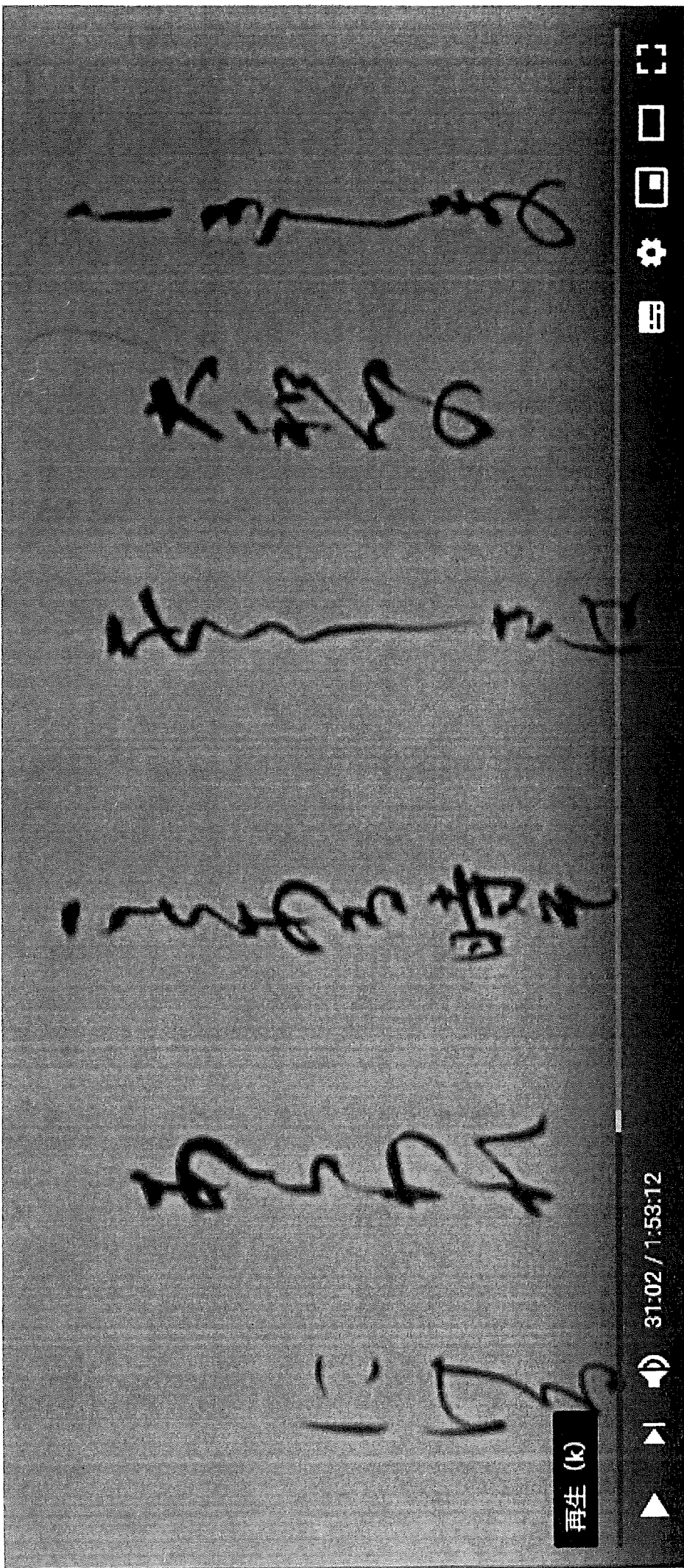
東北の被災地でも、地元の皆さんの情熱によつて、復興は一步一步着実に進んでいます。平成は、日本人の底力と、人々の絆が^{きずな}どれほどまでにパワーを持つか、そのことを示した時代でもありました。

「しきしまの 大和心をくしきは ことある時ぞ あらはれにける」

明治、大正、昭和、平成。日本人は幾度となく大きな困難に直面した。しかし、そのたびに、大きな底力を発揮し、人々が助け合い、力を合わせることで乗り越えてきました。

急速に進む少子高齢化、激動する国際情勢。今を生きる私たちもまた、立ち向かわなければならぬ。私たちの子や孫の世代に、輝かしい日本を引き渡すため、共に力を合わせなければなりません。

平成の、その先の時代に向かって、日本の明日を、皆さん、共に、切り拓いていこうではありませんか。



再生 (k)

31:02 / 1:53:12

明治天皇と日露大戦争

223,341 回視聴

👍 1085 🗣️ 106 ➔ 共有 📁 保存 ...



cdm46221
2018/10/19 に公開

チャンネル登録 1650

めて防衛力を行使し、ここには矛盾すると。しかし、一番最後の、専守防衛の肝というのは「憲法の精神にのっとった受動的な防衛戦略の姿勢」なんだから、ここは矛盾しないから専守防衛は変わっていないんだという説明を、答弁をすつとされてはいたはずなんですけれども、その答弁を撤回するということですか。防衛省の事務方に。

○政府参考人(辰巳昌良君) これ、撤回するというのではなくて、繰り返しになりますが、専守防衛の説明に用いてきた、「相手から武力攻撃を受けたとき」には、我が国と密接な関係にある他国に對する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合も含むということでございます。いづれにせよ、我が国又は我が国と密接な関係にある他国に對する武力攻撃の発生が前提であつて、また、他国を防衛すること自体を目的とするものではなく、憲法の精神にのっとった受動的な防衛戦略の姿勢をいう、この専守防衛の定義には何ら変更がないということでございます。

○小西洋之君 一生懸命答弁をされないんです。先ほどのマジックのページの四番のところを皆様御覧いただけますでしょうか。もう日本語です。日本語の問題です。日本語、日本中の義務教育を受けている小学生も誰も理解できない世界が今起こっているんです。よろしいですか。

「相手から武力攻撃を受けたとき初めて防衛力を行使する」、この言葉の意味は、新三要件、つまり、我が国と密接な関係にある他国に對する武力攻撃が発生し、つまり、我が国に對して武力攻撃が発生していない状況でも満たすというふうに言っているんですね。そういう理解でよろしいですか。

「相手から武力攻撃を受けたとき初めて防衛力を行使する」という日本語は、専守防衛の定義の日本語は、我が国が武力攻撃を受けていないとき、つまり、相手から我が国が武力攻撃を受けていないときも含むという理解でよろしいんですか。イエスカノーかで答えてください、イエスカノーで。

○政府参考人(辰巳昌良君) 先ほどから繰り返しですが、我が国が武力攻撃を受けたときのみならず、我が国と密接な関係にある他国に對する武力攻撃が発生し云々ということも含むというふうに解しております。

○小西洋之君 じゃ、防衛省、事務方の方、説明していただけますか。「相手から武力攻撃を受けたとき初めて防衛力を行使する」というこの日本語、この何十文字かのこの日本語から、どうやって相手から日本国が武力攻撃を受けていないときの場合も含むというふうなこれ日本語として読めるんですか。

私、四十三年間日本語を使った日本人として生きてきましたけれども、「相手から武力攻撃を受けたとき初めて防衛力を行使する」という言葉で、どうして我が国が武力攻撃を受けていないときの状況が満たす場合として含まれるんですか。日本語として説明してください。

○政府参考人(辰巳昌良君) その相手というのがまず武力攻撃を仕掛けてくる国でございます。そういう仕掛けてくる国……(発言する者あり)今、イランが仕掛けるという前提でございます。それから、イランからそれを受けた国は日本あるいは我が国と密接な関係のある米国、そういうものも含まれると解します。

○小西洋之君 委員の皆様は御理解いただけましたでしょうか。あの四十七年政府見解の読み直しと同じようなことを専守防衛の定義の世界でもやっていると。こんなことが国民に對して通ずると思つていらっしゃるんですか。

「相手から武力攻撃を受けたとき初めて防衛力を行使する」、これは、日本が外国から武力攻撃を受けたときに初めて日本が個別的自衛権を行使するということ、それ以外の意味で、今まで、じゃ防衛省に聞きますけれども、それ以外の意味で国会で答弁をしたこと、あるいは政府見解を明示で出したことは一度でもありませんか。あるわけないでしょう。イエスカノーかで答えてください。イエスカノーかどうぞ。

○國務大臣(中谷元君) 今まではございませぬ。ただ、昨年七月の閣議決定におきまして、憲法九条の解釈の基本的な論理はこれは維持した上で認識が改められて、我が国に對する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に對する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由、幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合にも自衛の措置としての武力行使が容認されることとしたものであるからであります。

じゃ、防衛省にもう一度だけ、分かりますか、確認のため、もうさつき答弁されたので、イエスカノーかだけで答弁を求めますので言つてくださいな。

「相手から武力攻撃を受けたとき初めて防衛力を行使する」というこの専守防衛の定義の冒頭の言葉は、先ほどの三者、三か国の関係でいうと、イランからアメリカが武力攻撃を受けたとき初めて日本国が防衛力を行使する、こういう日本語として読めるというふうな理解されているということでしょうか。イエスカノーかだけで答えてください。イエスカノーかだけで答えてください。

○政府参考人(辰巳昌良君) そういう説明であれば、そういうふうな理解をしています。

○委員長(片山さつき君) 審議官、御指名を得てからにしてくださいな。

○小西洋之君 そういう理解をしているという明確な答弁をいただきました。委員の皆様、こうしたことを許していいんでしょうか。

委員長にお願いをいたします。直ちに集中審議を開いていただいて、この昭和四十七年政府見解の読み直しと、この専守防衛の定義のすり替え、捏造について徹底的に審議をしてください。日本語として、こんな日本語の読み方、許されるわけないじゃないですか。防衛省に對して申し上げてない、委員長、お願いいたします。

○委員長(片山さつき君) 今のようなお話は、筆頭理事からは先ほどまでの理事会では出ておりませんので、また後刻理事会が開かれたときにそういったお話が出れば、お話を聞きたいと思っております。

御質問をお願いします。

○小西洋之君 しっかりと理事会で協議していただきたいと思つています。

実は、専守防衛の定義の、何と申しますか、捏造というふうな言つたらいいんだと思うんですけども、これだけではないんですね。先ほどのこのマジックの三ページの方にお戻りいただけますでしょうか。要するに、もう専守防衛のこの定義

は、日本の同盟国、「要するに、もう限定しますよ、新三要件に基づいて我が国が集団的自衛権を發動できる相手は、今の三者のうちアメリカだけとしましょう。」ということでお尋ねがございました。

それに対して私は、昨年七月の閣議決定におきまして、憲法九条の解釈の基本的な論理はこれは維持した上で認識が改められて、我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由、幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合にも自衛の措置として武力行使が容認されるようになりました。

その後、小西委員が「分かりました。」ということで、改めて政府委員にその前提で聞いたところ、そういう説明であれば、そのように理解をしますということでございます。

要するに、このときの議事のやり取りは、新三要件を認めた上での議論でございまして私はお答えしましたが、今回はそれを満たさなく一般的な聞かれたものでございますので、それは違いますがお答えしたわけでございます。

○広田一君 大臣、自分の質問に本当に明確に答えていただきたいんです。

議事録を精査した上で御答弁ということでございますけれども、これ明確に、五月十二日の答弁においては、先ほど質問した点については、「そういう説明であれば、そういうふうな理解をしています。」というふうな政府参考人は述べているわけでございます。政府参考人は大臣に代わって答弁をしているわけであって、そうであるとする、これはまさしく防衛省の正式な答弁なわけでありませぬ。

この話と今大臣が述べておられることと、これは矛盾をするわけでございますから、これについてはしっかりと整理をして御答弁をいただきたいというふうに思います。再度お願いいたします。

○国務大臣(中谷元君) 全く矛盾しておりませぬ。

五月十二日の御質問は、これ、新三要件に基づいて我が国が集団的自衛権を發動できる相手はということでお答えをしまして、「分かりました。」と、じゃ、もう一度、確認のため防衛省に聞きますということで、その政府参考人が「そういう説明であれば、そういうふうな理解をしています。」ということ、あくまでも新三要件、これを前提とした質問にお答えしたわけでございます。

今回は、その新三要件を言わずに広田委員が質問をされたわけでありまして、その攻撃だけでは満たさないと。その文章全体を見ますと、憲法の精神にのっとったということ、これは当然、新三要件が認められた場合に限りということでございます。

○広田一君 それでは聞きたいと思いますが、専守防衛の定義と、今、中谷大臣がある言われております新三要件の第一要件、存立危機事態とは相入れないんです。相入れないんです。

つまり、新三要件の第一要件は、他国、つまり密接な国に対して武力攻撃があったのみでは武力行使をすることは当然ありません。つまり、我が国の存立が脅かされて明白な危険がなければならぬわけでありませぬ。

そうであるとするならば、相手から武力攻撃を受けたとき初めて防衛力を行使するという存立危機事態の要件をここに当てはめようとした場合に、つまり限定的な集団的自衛権を行使しようとする場合は、この点は、相手からの武力攻撃を受けたとき初めて防衛力を行使するというのは、必要条件であるけれども、十分条件ではないんです。分かりますか。必要条件ですけれども、十分条件ではないんです。

というのは、六月十一日、参議院の外交防衛委員会が横島長官の方も答弁にあるように、その推移とか影響など様々な要素を勘案しなければならず、直ちに明白な危険と認定されない場合も当然

あるわけでございます。つまり、相手から武力攻撃を受けたとき初めて防衛力を行使するからだけでは、これまで中谷大臣がある御答弁されております明白な危険、つまり存立危機事態を読み取ることはできないんです。この①からは読み取ることはできないんです。必要條件は書いてありますけれども、必要十分条件はこの①には書いてありません。これは解することは私は不可能、無理だということふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣(中谷元君) 相手から武力攻撃を受けたときというところですが、これ従来、我が国の憲法上、自衛の措置として武力行使が可能なのは我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られると解してきました。

このため、従来、専守防衛の説明に用いていた、相手から武力攻撃を受けたときも我が国が武力攻撃を受けたときを指すものと考えてきました。が、他方、先ほど説明いたしましたけれども、昨年七月、閣議決定をいたしまして、この憲法九条の解釈の基本的な論理は維持した上で、今後、他国に対して発生する武力攻撃であったとしても、その目的、規模、態様等によっては我が国の存立を脅かすことも現実には起こり得るという認識から、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由、幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合にも自衛の措置として武力行使が容認されるとされたものでございまして、先ほど説明をいたしましたけれども、相手から武力攻撃を受けたときというのは、

この我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合も含むと解しております。

以上で、全く矛盾しておかしいところはないと思っております。

○広田一君 大臣、よろしいですか。

この①の、相手から武力攻撃を受けたとき初めて防衛力を行使するというのは、言うように、新三要件で他国、密接な国に対する武力攻撃なんです。このことは確かに当たります。しかし、それによっていわゆる我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由、幸福を追求する権利が根底から覆される明白な危険というのはここからは読み取ることができないんです。

つまり、この①に書いてあるのは、今の中谷大臣の御答弁は必要条件なんですけれども、この①では十分条件ではないんです。ここから読み取ることが不可能なんです。どういうふうな解したらこの①から今のこの存立危機事態を読み取ることができるのか、この明確な答弁をお願いいたします。

○国務大臣(中谷元君) この文章を全部読んでいただくと、最後に「憲法の精神にのっとった受動的な防衛戦略の姿勢をいう」と、憲法の精神にのっとったということ、ございまして、昨年の閣議決定によりまして基本的な論理は維持をしております。これまでの三要件と新しい三要件、これは維持をしておりますので、何らその点は変わりがないということでございます。

○広田一君 大臣、今この全体のお話をされておりますけれども、自分が質問をしているのは、この例えはその態様とか必要最小限とか、これは今後、専守防衛の定義を議論するときにもしっかりとやっつけていかなければなりません。しかしながら、今ここで聞きをしているのは、この①の部分をどういうふうな理解をしてくるかということなんです。

ここで初めて防衛力を行使するというところは、確かに武力攻撃が発生したというふうなことであります。しかし、それだけでは存立危機事態を認定することはできないんです。それはさうです。その後の態様とか必要最小限というのは、例えば第二要件とか第三要件とかさういったところを示しているんだらうというふうに思いますが、しかし、この①のところは第一要件

(大臣用)

27. 3. 24 (火) 参・外防委 小西 洋之 君 (民)

問5 「専守防衛」について、

(2) 専守防衛の定義にある「憲法の精神」の具体的内容如何。

(同旨 外務大臣、法制局長官)

1. 専守防衛とは、相手から武力攻撃を受けたときに初めて防衛力を行使し、その態様も自衛のための必要最小限にとどめ、また保持する防衛力も自衛のための必要最小限のものに限るなど、憲法の精神にのっとりた受動的な防衛戦略の姿勢をいうものであり、我が国の防衛の基本的な方針です。

2. ご指摘の「憲法の精神」とは、憲法上、我が国が採ることのできる自衛の措置は、あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない措置として初めて容認されるものであり、そのための「武力の行使」も、必要最小限度に限られることをいうものです。

主管：防衛政策局防衛政策課

合議：内閣官房国家安全保障局

(内閣法制局、外務省と調整済)

〔国務大臣金森徳次郎君登壇〕

○国務大臣（金森徳次郎君） 北浦君ヨリ御質疑ニナリマシタ問題ニ付テ、一アタリ私ノ御答ヘヨ申上ゲマス

天皇ノ大権事項ニ関連ヲシテ、先ヅ憲法第一条ノ本意ヲ御尋ネニナリマシタ、此ノ憲法草案ノ第一条ニアリマスル言葉ハ、新シク日本ノ法文ニ現ハレマシタ文字デアリマスル為ニ、十分御了解ヲ下サイマス為ニハ、若干ノ説明ヲ要スルト考フルノデアリマス、此ノ第一条ハ決シテ軽イ意味ヲ持ツテ居ル規定デアリマセヌ、日本ノ国体ニ即シテ、之ヲ基盤トシツツ天皇ノ御地位ヲ明カニ致シマシタ規定デアリマス、一体我々国民ハ固ヨリ日本国ト云フコトノ考ヘヨ持タヌ者ハアリマセヌ、又日本国民ノ統合ト云フコトヲ考ヘナイ者ハゴザイマセヌ、併シ日本国ト云フモノハ、目デ以テハハツキリ目ノ前ニ見ルコトハ困難デアリマス、又日本国民ノ統合ト云フコトモ考ヘルコトハ出来ルケレドモ、目ノアタリニ印象的ニ之ヲ理解スルコトハ困難デアリマスルガ、ソレ等ノモノハ天皇御一身ノ上ニ露ハニ体现セラレ、現示セラルルニ依ツテ、我々ハ日本国ニ付キ深キ感覚ヲ持チ、日本国民統合ニ深キ感覚ヲ持ツ次第デアリマス、而モドウ云フ訳デ、天皇ヲ仰ギ見マスル時ニ、ココニ日本国ガハツキリ現ハレ、日本国民ノ統合ガハツキリ現ハレルカト云ヘバ、根底ニ於テ我々ノ心ノ奥深く根差シテ居ル所ノ天皇トノ心ノ繋ガリノ関係ガアルカラデアラウト思ヒマス、而モ此ノ地位ハ、決シテ神秘的ナル古ノ物語ニ根底ヲ持ツ訳デハゴザイマセヌ、又他ノ非合理的ナル根底ニ基クモノデモゴザイマセヌ、日本国民ノ至高ノ総意ニ基クコトガ、憲法第一条ニ明ク白クサレテ居リマスルガ故ニ、此ノ第一条ノ規定ハ、天皇ノ御地位ニ付キマシテ明白ナル根底ヲナシテ居ルモノト考フル訳デアリマス

第二ニ御尋ネニナリマシタ第七条ヲ中心トシタ点デアリマスルガ、其ノ中、認証トカ、裁可トカ云フコトヲ仰セニナリマシタ、是ハ認証、裁可、幾分ノ差ハ固ヨリアルノデアリマシテ、基本的ナル考ヘ方ハ、天皇ノ国ノ象徴タル御地位ト結び合セマシテ、其ノ滲ミ出シトシテ考ヘテ、必要ククベカラザル範囲、妥当適切ナル範囲ニ其ノ権能ヲ定メタノデアリマス、ソコデソレニ関連ヲ致シマシテ、華族制度ハ直グニ廃メタラ宜イデハナイカト云フヤウナコトヲ仰セニナリマシタガ、是ハ固ヨリ程度ノ問題デゴザイマス、唯私共ハ急激ナル変化ハ極力之ヲ避ケテ、秩序アル移リ変リヲ目的トスルコトガ適切デアルト考ヘタノデアリマス、又恩赦ノ権能ハ、是ハ謂ハバ裁判所ヲ監督スル趣旨デアリガ故ニ、行政権ガ此ノ権能ヲ持ツコトハ不適當デハナイカ、確カニ御示シニナリマシタヤウナ趣旨ハ一面ニ於テ存在スルト思ヒマスルガ、私ノ見解ト致シマシテハ、天皇ノ無答責ナル御地位ト比合セテ考ヘマシテ、出来得ル限り政治ノ實際ノ紛糾ニ御携ハリニナラナイガ適切デアルト考ヘマシテ、此ノ権能ヲ直接ニハ内閣ニ認メ、認証権ヲ天皇ニ附属セシメタ訳デアリマス、併シ能ク考ヘテ見マスルト、恩赦ト云フコトノ一番現ハレマスル姿ハ、是ハ立法権ガ、詰リ刑罰法規ヲ定メマスル立法権ノ結果ガ、或ル特殊ナ場合ニ時代ニ合ハナイ、随テ法律ニ従ツテ裁判所ガ裁判ヲシタ結果ガ、其ノ時其ノ時ノ特殊ナル場面ニ適合シナイ、ソレヲ調節スルトカ云フ趣旨ガ根本ヲ成シテ居リマス、随テ斯様ナ権能ハ裁判所ニ認メルコトモ出来ナイ、議会ニ認メルコトモ出来ナイ、二者ト離レテ居ル所ノ内閣ニ認メルコトガ寧ク適切デアリノデハナイカ、而モ内閣ハ、此ノ憲法案ノ建前トシテハ決シテ狭イ行政権デハゴザイマセヌ、立法、司法ニ属セザル他ノモノハ、国務大臣、内閣ノ輔翼ノ責任ニナツテ居ル次第デアリマス、ソレデーツ御承知ヲ願ヒタイト存ジマス

次ニ戦死者、罹災者等ノ生活問題ト云フ点ニ付キマシテハ、厚生大臣ガ能ク御考ヘニナツテ居ラレト信ジテ居リマスガ故ニ、其ノ方カラ御説明下サルコトト存ジマス

ソレカラ戸主権、親権等ガ此ノ憲法ノ趣旨カラナクナルノデハナイカト云フ点ニ付キマシテ吉田首相ニ御尋ネニナリマシタガ、兎モ角モ私カラ一応述ベサセテ戴キタイト思ヒマス、今回ノ憲法ハ、所謂個人ノ人格ヲ尊重スル、人間其ノモノノ尊サヲ眼目ニスルト云フ所カラ出発シテ居リマスガ故ニ、婚姻ナドモ両性ノ尊重ト云フコトカラ起ツテ居リマス、又是等ト関連シマシテ、家族制度、相続制度ニモ相当ノ変化ノアルコトハ予見出来マスルケレドモ、既ニ前ニ総理ヨリ御説明ヲ申上ゲマシタ通り、之ニ依ツテ直チニ戸主権トカ親権トカ云フモノガナクナルト云フ前提ハ執ツテ居リマセヌ、十分各方面ノ御意見ヲ伺ツテ、然ルベキ立法ニ依リ、日本トシテ最モ相応シキ法律秩序ガ出来ルヤウニ云フ考ヘ方デアリマスルノデ、暫ク問題ハ後日ノコトト云ヒマスカ、今ノ所其ノ点ヲ御心配下サル必要ハナイノデハナイカト存ジテ居リマス

次ニ過当ナル罰金トカ云フコトハ司法大臣カラ御答ヘ下サルコトト思ツテ居リマス、ソレカラ著作権、特許権等ノ規定ヲナゼ設ケナイカト云フヤウナ御趣旨デゴザイマシタガ、是ハ只今行ハレテ居リマスル現行憲法ニ於キマシテハ、所有権ノ自由ガ認めラレテ居リマスルケレドモ、広く財産権ト云フ項目ヲ取扱ツテナイノデアリマス、解釈ガ如何様ニナリマスカハ別問題デアリマスルガ、規定ノ表カラハ、著作権ナドハ憲法ト無関係デアツタ訳デアリマス、然ルニ今回ノ此ノ改正案ニ於キマシテハ、第二十七条ニ財産権ト云フ言葉ヲ用ヒマシテ、著作権、特許権ノ如キ智能上ノ権利モ之ニ含マルルコトトナツテ居リマス、随テ御希望ノ如キ趣旨ハ、広イ意味デアリマスルガ、現在憲法草案ノ中ニ含マレテ居ルト御考ヘ下サツテ宜カラウト思ヒマス

尚又最後ニ此ノ憲法ヲ実行スル上ニ於テ、種々ナル参考資料ヲ得テ実行上ノ完全ヲ期スル為ニ、調査委員等ヲ設ケテ外国ニ派遣スルヤウナ工夫ヲ取ツテ居ルカドウカト云フ御尋ネガアリマシタガ、其ノ点ハ今日ハツキリシタ考ヘヨ持ツテ居リマセヌ、尚ホ問題ノ研究ヲ段々進メテ行キマシテ、多分此ノ憲法ノ中ニ於キマシテハ、色々外国ノ事情ヲ参酌シナケレバナラナイ、又其ノ外国ニ関スル知識ニ依リマシテ一層ノ完備ヲ期シ得ル点モアラウト思ヒマスルカラ、其ノ必要ノ起リマシタ場合ニ篤ト考ヘテ見タイト存ジテ居リマス（拍手）